

第 1 日 5 月 9 日 (金曜日) 本 会 議

平成 26 年
第 2 回臨時会 横 瀬 町 議 会 会 議 録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
5 月 9 日 (金)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○管理職の紹介	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○日程の追加	7
○副議長の辞職について	7
○日程の追加	8
○副議長の選挙	8
○副議長就任のあいさつ	10
○前副議長退任のあいさつ	10
○町長あいさつ	11
○議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
・ 議案第 24 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 25 年 度横瀬町一般会計補正予算 (第 5 号))	
○議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
・ 議案第 25 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 25 年 度横瀬町下水道特別会計補正予算 (第 4 号))	
○議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
・ 議案第 26 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年 度横瀬町一般会計補正予算 (第 1 号))	
○議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・ 議案第 27 号 専決処分の承認を求めることについて (横瀬町税条 例の一部を改正する条例)	
○議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
・ 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて (横瀬町国民 健康保険税条例の一部を改正する条例)	

○議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める 条例	
○議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・議案第30号 財産の取得について	
○閉 会	20

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第37号

平成26年第2回横瀬町議会臨時会を、次の事件につき、平成26年5月9日横瀬町役場に招集する。

平成26年5月2日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

付議事件

- 1、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））
- 1、専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第4号））
- 1、専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）
- 1、専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 1、横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 1、財産の取得について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成26年第2回横瀬町議会臨時会 第1日

平成26年5月9日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、日程の追加
- 1、副議長の辞職について
- 1、選挙第 1号 副議長の選挙
- 1、副議長就任のあいさつ
- 1、前副議長退任のあいさつ
- 1、町長あいさつ
- 1、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第30号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	村越和昭	会計 管理者
大野雅弘	まち経営 課長	柳健一	総務課長
島田公男	税務課長	小泉源太郎	いきいき 町民課長
大場紀彦	健康づく り課長	小泉明彦	保育所長 兼 児童館長
高野直政	振興課長	町田多	建設課長
町田文利	上下水道 課長	富田等	教育次長

本会議に出席した事務局職員

町田勉	事務局長	逸見雅彦	書記
-----	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回横瀬町議会臨時会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。本日は、横瀬町議会臨時会を招集させていただきましたところ、皆様には公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、2月の大雪災害でございますが、資材や労力不足により、なかなか復旧工事に取りかかれないとの話も伺っています。被害に遭われた皆様方に改めてお見舞い申し上げます。

町では、この雪害に対する復旧支援策として、農業者向け、町民向け及び中小企業者向けといった3つの支援策を創設しました。農業者向けとしましては、3月6日からビニールハウス等の農業施設の被害に対しまして見舞金を支給いたしました。町民向けとしましては、住宅の修理に係る費用の一部を助成する雪害対策助成金の受け付けを4月1日より開始しました。中小企業者向けとしましては、災害復旧に係る融資制度を利用された方に利子補給する制度を創設しております。

国や県と連携した支援策としましては、雪害を受けたビニールハウス等農業施設の再建に係る補助金や利子補給制度について、国や県の要綱整備に合わせまして、5月中旬ごろまでに申請の受け付けを開始する予定でございます。

また、この雪害に対しましては、福島県川内村を初めとする多くの皆様より、合計59件、161万962円の見舞金、義援金をいただきました。心より感謝申し上げます。

次に、省エネルギー対策に伴う公務効率の低下防止及び親しみやすい役場づくりを推進するため、本年も5月15日よりクールビズを実施させていただく予定であります。議員各位のご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

最後に、本臨時会にご提案申し上げました議案であります、専決処分承認を求めることについて5件、条例の制定1件、財産の取得について1件でございます。

ご審議賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎管理職の紹介

○**関根 修議長** ここで、執行部の人事異動に伴い、各管理職の紹介をいたしたい旨の申し入れがございました。これを許可いたしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時05分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本臨時会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

10番 小 泉 初 男 議員

8番 若 林 スミ子 議員

7番 町 田 勇佐久 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○関根 修議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。本臨時会の会期は、提案されました議案等を勘案いたしまして、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○関根 修議長 休憩前に続き会議を開きます。



◎日程の追加

○関根 修議長 内藤純夫副議長から副議長辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎副議長の辞職について

○関根 修議長 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、3番、内藤純夫議員の退場を求めます。

〔3番 内藤純夫議員退場〕

○関根 修議長 事務局をして辞職願を朗読させます。

○町田 勉事務局長 それでは、朗読させていただきます。

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長の職を辞したいので、許可されるよう願います。

平成26年5月9日

横瀬町議会副議長 内藤 純 夫

横瀬町議会議長 関 根 修 様

以上でございます。

○関根 修議長 ここでお諮りいたします。

副議長より提出された副議長辞職願の取り扱いについて発言を求めます。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 受理すべきと思います。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 お諮りいたします。

ただいまの発言がありましたように、内藤純夫副議長の副議長辞職願どおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、内藤純夫副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

3番、内藤純夫議員の入場を求めます。

〔3番 内藤純夫議員入場〕

◇

◎日程の追加

○関根 修議長 ただいま副議長が欠員になりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○関根 修議長 追加日程第4、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選による方法とございますが、どちらの方法がよろしいか、発言を求めます。

○3番 内藤純夫議員 投票をお願いします。

○関根 修議長 ただいま3番議員から投票でお願いしたいという発言がございました。

よって、選挙の方法は投票で行います。

これより副議長の選挙を行います。

会議規則第26条の規定により、議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○関根 修議長 ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、議長より指名いたします。

11番 若林 新一郎 議員

10番 小泉 初男 議員

2番 新井 鼓次郎 議員

以上3名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○関根 修議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

○関根 修議長 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

○関根 修議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

若林新一郎議員、小泉初男議員、新井鼓次郎議員には開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○関根 修議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

投票総数のうち

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票のうち

新 井 鼓次郎 議員 7 票

大 野 伸 惠 議員 5 票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがいまして、7 票を獲得した新井鼓次郎議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**関根 修議長** ただいま副議長に当選されました新井鼓次郎議員が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。



◎副議長就任のあいさつ

○**関根 修議長** ただいま副議長に当選されました新井鼓次郎議員に副議長就任のごあいさつをお願いいたします。

2 番、新井鼓次郎議員。

〔2 番 新井鼓次郎議員登壇〕

○**2 番 新井鼓次郎議員** ただいまは副議長の任命をいただきましてありがとうございます。この上ない光栄と存じ、またこの責務の重大さを痛感しているところでございますが、関根議長のもと皆様のご指導、ご鞭撻を賜りながらこの責務を全うしたいと思っております。横瀬町発展のため、微力でございますが、一生懸命務めますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まことに簡単ではございますが、皆様にお礼とお願いを申しまして、副議長就任のあいさつといたします。ありがとうございました。

○**関根 修議長** 副議長就任のあいさつを終わります。

議員各位のご協力によりまして、無事に副議長の選出ができました。ありがとうございました。



◎前副議長退任のあいさつ

○**関根 修議長** それでは、ここで今まで議会運営にご尽力をいただきました前副議長、内藤純夫議員に副議長退任のごあいさつを賜りたいと思います。

3 番、内藤純夫議員。

〔3 番 内藤純夫議員登壇〕

○**3 番 内藤純夫議員** どうもこのたびは私のわがまを聞いていただきまして、副議長辞任を認めていただきましてありがとうございます。1 年間でございますが、副議長を全うできたのも皆様のご協力のおかげ

げと大変感謝しております。どうもありがとうございました。

○**関根 修議長** 以上で副議長退任のあいさつを終わります。



◎**町長あいさつ**

○**関根 修議長** ここで議案の審議に入る前に町長から発言を求められていますので、これを許可いたします。

加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** ただいま副議長が決定され、新しい議会の体制が整いましたこと、心からお喜び申し上げます。新体制のもと、積極的な議会活動が展開されるものをご期待を申し上げます。

退任をなされました内藤前副議長におかれましては、その手腕を遺憾なく発揮され、円滑な議会運営にご尽力をいただきましたことに御礼を申し上げます。

また、新たに就任されました新井副議長におかれましては、町民からの信望も厚く、常日ごろから町政発展のためにご活躍をされておる方でございます。今後の議会運営にお力を十分発揮されますことを心からご期待申し上げますとともに、横瀬町の発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。おめでとうございます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。



◎**議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○**関根 修議長** 日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成25年度横瀬町一般会計予算について、緊急に補正する必要性が生じたため、平成26年3月24日に平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長から細部について説明させます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第5、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第24号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成25年度横瀬町下水道特別会計予算について緊急に補正する必要が生じたため、平成26年3月24日に平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明いただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長から細部について説明をさせます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第25号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第7、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第7、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成26年度横瀬町一般会計予算について緊急に補正する必要が生じたため、平成26年3月24日に平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第1号）を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げましたが、細部につきましては各担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い、休憩をして担当課長から細部について説明させます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第7、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度横瀬町一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第26号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第8、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてであります。が、地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、平成26年3月31日に横瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法の第179条第3項により、この案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** それでは、議案第27号の説明をさせていただきます。本日お手元にお配りしました資料をもとに細部にわたりまして説明させていただきます。

平成26年度地方税法改正に伴う横瀬町の税条例の主な改定点でございますが、まず第34条の4、第34条の4の2についてでございますが、地方法人課税の偏在是正のため、法人町民税法人税割の税率の引き下げでございます。法人税割を12.3%から9.7%に、制限税率を14.7%から12.1%にするというものでございます。これは、地方消費税の充実とあわせ、地方法人税のあり方を見直すことにより、税制の偏在性を是正するものでございます。これについては、平成26年10月1日以降に開始する事業年度から適用ということでございます。

続きまして、第57条と第59条でございますが、子ども・子育て支援法の改正により、地方税法の第348条の号ずれが生じたために改正するものでございます。

続きまして、附則第6条の2、第6条の3でございますが、これにつきましては、この条文が単に課税標準の計算の細目を規定するものでございまして、条例の性格を踏まえ、削除ということでございます。

続きまして、附則第8条でございます。肉用牛の売却による事業所得の課税の免税の特例について適用期限を3年間延長するものでございます。これは、飼育した肉用牛を市場において売却、または飼育した1歳未満の肉用牛を農協等に委託して売却した場合の免税の特例でございます。

続きまして、附則第10条の2でございますが、平成26年4月から平成28年3月までに取得された公害防止用設備及びノンフロン製品に係る課税標準の特例措置への我が町特例の導入でございます。

続きまして、附則第10条の3、地方税法の耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置の創設に伴い、町への提出書類の規定をしたものでございます。

附則第17条の2でございますが、これは優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について適用期限を3年間延長するもので、優良住宅地の造成のため、国や地方公共団体等へ譲渡した場合の特例の措置でございます。

附則第21条でございますが、これは一般社団法人等に係る非課税措置の廃止を規定したもので、ただし公益法人の認定を受けた未登記の一般社団法人、一般財団法人については公益社団法人、公益財団法人とみなして、非課税の特例が引き続き受けられるというものでございます。

附則第21条の2でございますが、これは地方税法の附則第41条の項ずれを生じたために改正するものでございます。以上が平成26年4月1日施行でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町税条例の一部を改正する条例）は、これを原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第9、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に横瀬町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたため、平成26年3月31日に横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものです。

なお、細部につきましては担当に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** それでは、議案第28号の説明をさせていただきます。お手元の資料をもとに説明させていただきます。

平成26年度地方税法改正に伴う国民健康保険税条例の改正点についてでございます。まず、第18条でございますが、地方税法施行規則が改正され、第24条の37が条ずれを生じたため、改正するものでございます。

第21条でございますが、国民健康保険税の軽減措置対象を拡充したものでございます。現在国民健康保険につきましては、国民健康保険の被保険者の均等割額、そして世帯別平等割額、そしてあと後期高齢者支援等課税額の被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者の均等割額につきまして、被保険者の収入に応じ、7割、5割、2割の軽減措置がございます。そのうち今回5割、2割の軽減措置の該当範囲を拡充するというところでございます。

第2号におきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定で、被保険者の数に世帯主を含めるようになったものでございます。

そして、第3号でございますが、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乘すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げたものでございます。これにつきましては平成26年4月1日から施行ということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第9、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（横瀬町国民健康保険税条例の一部を改定する条例）は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第28号は原案のとおり承認することに決定しました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第10、議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例についてであります。地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当に説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

健康づくり課長。

〔大場紀彦健康づくり課長登壇〕

○大場紀彦健康づくり課長 それでは、議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例について詳細説明をいたします。

議案及び本日お配りしました議案第29号資料をごらんください。条例制定の基本的な考え方としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の第3次地方分権一括法による介護保険法、平成9年法律第123号の改正により、厚生労働省令で定められている地域包括支援センターの設置者が遵守しなければならない包括的支援事業を実施するために必要な基準は市町村の条例で定めることとなりました。また、第3次地方分権一括法による法改正は平成26年4月1日に施行され、第3次地方分権一括法附則第6条第2項の規定により、遅くとも平成27年4月1日までは条例を制定施行する必要がございます。

条例の主な内容ですが、第1条は法の委任に基づいて基準を定める旨、規定しております。

第2条は、条例中の重要な概念について規定しており、第1号では包括的支援事業、第2号では地域包括支援センター、第3号では第1号被保険者について法と同様の意義であることを規定しております。

第3条は、包括的支援事業の基本的な方針を規定したもので、内容は改正後の基準省令第140条の66第2号イのとおり規定しております。

第4条は、改正後の基準省令第140条の66第1号ロ（1）による第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合における地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数について規定しており、法第115条の46第4項の規定により、市町村が条例を定める場合に従うべき基準を定めております。

第5条では、地域包括支援センターは地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない旨、規定しております。

附則では、条例の施行日は公布の日から施行すると定めております。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○関根 修議長 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第10、議案第29号 横瀬町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第30号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第11、議案第30号 財産の取得についてであります。消防防災体制整備のため、小型動力消防ポンプ（普通）積載車を取得したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては担当に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 続きまして、担当課長より細部について説明させます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** 上程されました議案第30号 財産の取得について説明を申し上げます。

取得する動産の名称及び数量でございますが、小型動力消防ポンプ普通積載車を2台でございます。入札につきましては、4月30日に指名競争入札で実施いたしました。その結果、1,585万8,000円で落札いたしましたので、買い入れ金額は消費税及び地方消費税を含め1,712万6,640円でございます。買い入れする相手方でございますが、埼玉県秩父市東町7番5号の埼玉消防機械株式会社代表取締役、赤岩進でございます。なお、納期につきましては平成26年10月31日までに横瀬町役場に納入することとしております。

以上で説明を終わります。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第11、議案第30号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

○**関根 修議長** ここで字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○**関根 修議長** 以上で本臨時会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成26年第2回横瀬町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時59分